

## 平成26年度法人税制改正のポイント

### 1. 生産性向上設備投資促進税制

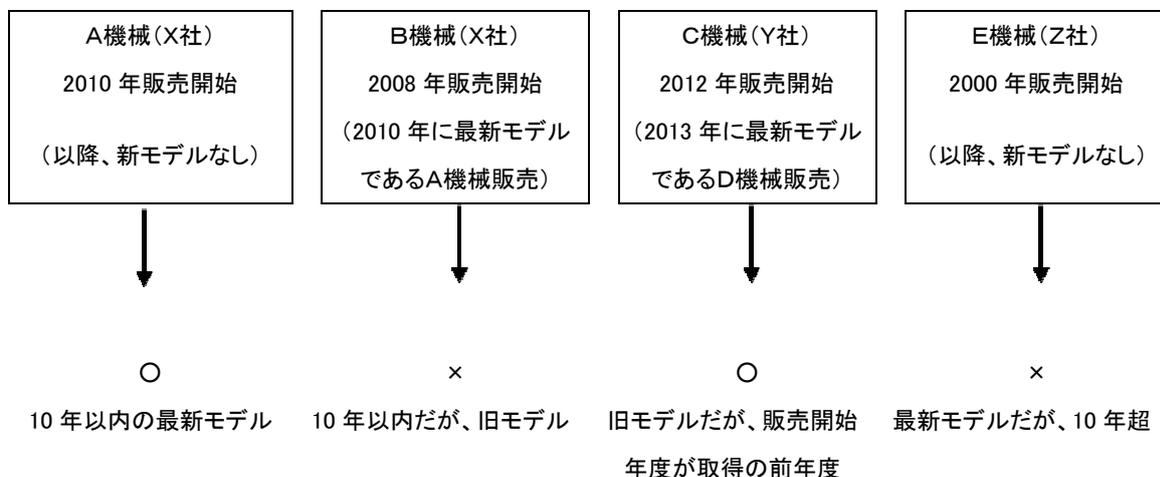
生産設備、生産ライン等の改善につながる設備への投資に対して**即時償却**又は**5%税額控除**が適用される

- ・適用対象 青色申告法人(製造業、非製造業を問わず)
- ・対象資産 生産等設備を構成する機械装置、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、生産性向上設備等に該当し、一定の金額以上のもの
- ・適用要件等
  - (1) 先端設備  
最新モデルで生産性向上要件(1%以上)、一定の価格要件(種別別、最低所得価額)、設備メーカーから証明書を受ける等

#### 最新モデル

- ①一定期間内(機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内)に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
- ②販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

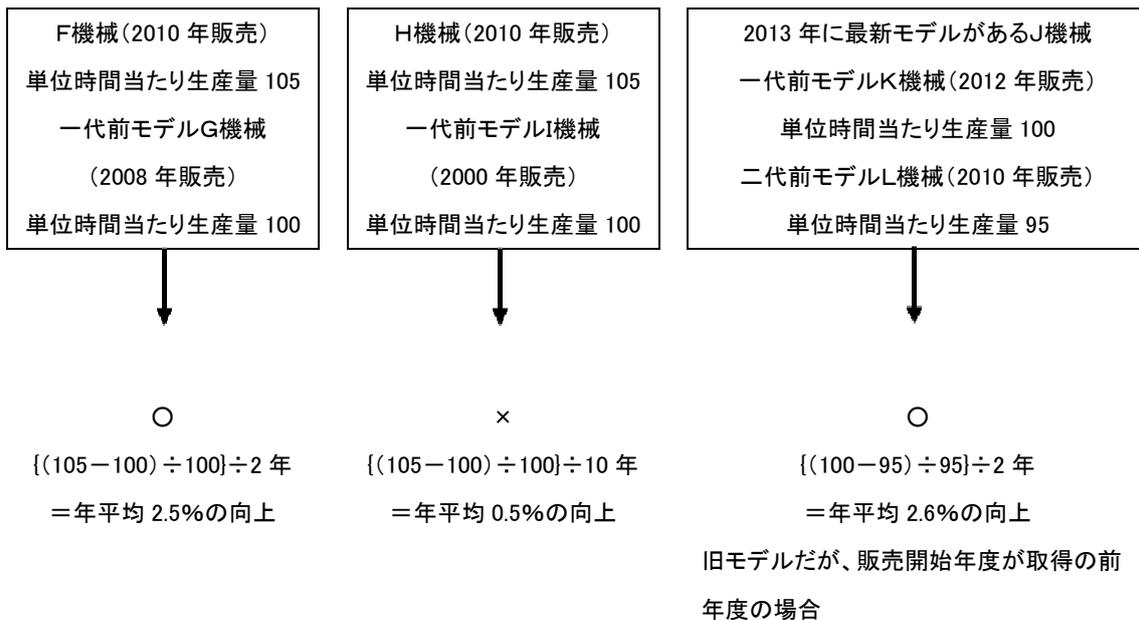
#### <事例>



### 生産性向上要件

- ①旧モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること
- ②「生産性」の指標については「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断
- ③あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない
- ④特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う

### <事例>



### 最低取得価額

- ①最低取得価額以上のものであること
- ②工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアについては、単価価額の要件に準ずるものとして、年度合計額での要件を設定

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品 160 万円
工具及び器具備品	単品 120 万円(単品 30 万円かつ合計 120 万円を含む。)
建物及び建物附属設備	単品 120 万円(建物附属設備については、単品 60 万円かつ合計 120 万円を含む。)
ソフトウェア	単品 70 万円(単品 30 万円かつ合計 70 万円を含む。)

### (2) 「生産ライン等設備投資(利益改善設備)」

投資利益率 15%以上(中小企業 5%以上)、一定の価格以上である要件(種類別)、「経済産業局の確認(書)を受けたもの」

なお、この確認を受けた後も、同局に「設備計画の実施状況」を提出する必要がある

### 「生産ライン等設備投資」の投資利益率

①事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が 15%以上(中小企業者等にあつては 5%以上)となることが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたものであること

②対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする

③算式

投資利益率 = 「営業利益 + 減価償却費」の増加額 ÷ 設備投資額

### 創設された税制措置

期限	～H28. 3. 31	～H29. 3. 31
機械装置など	即時償却又は 5%税額控除	50%特別償却又は 4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は 3%税額控除	25%特別償却又は 2%税額控除

## 2. 所得拡大促進税制

個人の所得水準の改善を通じた消費の喚起をさらに推進するために、所得拡大促進税制の拡充を行う

### ①適用要件(現行)

(イ) 
$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額(前年度)}}{\text{基準雇用者給与等支給額(前年度)}} \geq 5\%$$
  
(給与等支給額増加割合)

(ロ) 雇用者給与等支給額  $\geq$  前期の雇用者給与等支給額

(ハ) 平均給与等支給額  $\geq$  前期の平均給与等支給額

### ②税額控除限度額

雇用者給与等支給増加額  $\times$  10%(法人税額 10%(中小企業等は 20%)を限度)

### ③改正点

・雇用者給与等支給増加割合の要件の見直し

H25・26年度：2%以上、H27年度：3%以上、H28・29年度：5%以上

・平均給与等支給額要件の見直し

全従業員の前平均給与(日々雇い入れられる者を除く)

→継続雇用者に対する平均給与等(=退職者・再雇用者・新規採用者を除く)

※雇用保険法の一般保険者に対する給与等であり、法人の役員及びその親族等に対する給与等を除く

### 3. 耐震改修促進税制

設備投資につながる規制面での環境整備に応じた税制が導入される

#### ①内容

平成 27 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年を経過する日までに、耐震改修対象建築物の耐震改修により取得等する耐震改修建築物の部分について、その取得価額の 25%の特別償却ができるとされている。

併せて、その建築物に対する固定資産税の 2 分の 1 が改修工事完了年の翌年度から 2 年分、申告により減額される。

#### ②対象

既存耐震不適合建築物のうち耐震診断の結果の報告が義務付けられるもので、不特定多数の者が利用する大規模な建築物や、避難道路にある建物等

#### ③証明

耐震改修とは地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改装、修繕又は模様替えであって耐震基準に適合することとなるものとして次の者に証明されたものをいう。

- (イ) 地方公共団体の長
- (ロ) 指定確認検査機関
- (ハ) 建築士